

2026 広島市生産性向上等チャレンジ応援事業 【公募要領】

<受付期間>

公募開始： 2026年4月24日（金）

申請受付開始： 2026年5月11日（月）

受付締切： 2026年6月19日（金）

[郵送：締切日当日消印有効、WEB：受付締切日の23時59分まで]

<申請書類の提出先・問い合わせ先>

〒730-0031

広島市中区紙屋町2丁目2番2号 紙屋町ビル6階

広島市生産性向上等チャレンジ応援金事務局

電話番号 082-248-6911

URL <https://hiroshima-seisansei-ouen.jp>

- 申請書類は、郵送またはWEB申請によりご提出ください（持参は不可。WEB申請をする場合は郵送での提出は必要ありません）。郵送での申請の場合、受付完了の連絡は行いませんので、追跡可能な方法で提出をお願いします。
- 応援金事務局の問い合わせの対応時間は、9:30～12:00、13:00～17:30（土日祝日除く）となります。

【申請サポートセンターについて】

広島市生産性向上等チャレンジ応援金事務局 申請サポートセンター

利用期間：2026年5月11日（月）～6月19日（金）まで（土日祝日除く）

利用時間：10:00～12:00、13:00～17:00

〒730-0031

広島市中区紙屋町2丁目2番2号 紙屋町ビル6階

◇事業計画の策定にあたり中小企業診断士等によるアドバイスを受けることが可能です。

◇完全事前予約制です。以下のURLより予約ください。

◇利用は1事業者、原則1回までとなります。

URL <https://hiroshima-seisansei-ouen.jp>



- 本応援金は、審査によって不採択になる場合があります。また、事業を実施する際には、自己負担の拠出が必要となります。
- 申請にあたっては、申請書類や内容の不備等にご注意ください。
- 提出先を誤ると申請を受理できませんので、お間違えのないようご注意ください。

2026年4月

広島市生産性向上等チャレンジ応援実行委員会

〔目 次〕

◎2026 広島市生産性向上等チャレンジ応援事業	2
スキーム	4
I. 本事業について	5
1. 事業の目的	5
2. 支給対象者	5
3. 支給対象事業	7
4. 支給対象経費	8
5. 支給率等	13
6. 申請手続	13
7. 採択審査	14
8. 事業実施期間	16
9. 事業者の義務	16
10. アンケートへの協力	16
11. その他	17
II. 申請書の様式	19

◎2026 広島市生産性向上等チャレンジ応援事業

中小企業者等（注1）が、賃上げ環境の整備に向けた事業計画を申請する事業者自らが作成し、その計画に沿って生産性向上に向けた製造コスト削減や、付加価値向上に向けた商品・サービスのブランディング強化、販路開拓に向けた設備導入等に取り組む費用の3/4を支給します。応援金の支給上限額は200万円です。（申請する事業者自らが作成した事業計画のみ受理します。自らが検討しているような記載が見られないものや代行者が主体となって作成したものは認められません。）

応援金の採否については、要件審査（必要な提出書類がすべて提出されているか、公募要領に定めた各要件に合致しているか、など）のほか、事業計画の有効性などの観点から審査します。

また、小規模事業者（注2）については、物価高騰の影響により、少人数による厳しい経営が続く中、事業の維持・継続を図りながら、限られた経営資源の中で事業計画を策定しなければならないことから、応援する必要性が高いと判断し、審査で加点措置を行います。

加えて、サプライチェーンの取引先等との連携・共存共栄を進める新たなパートナーシップ構築を促進するため、パートナーシップ構築宣言（注3）を行っている事業者については、審査で加点措置を行います。

（注1）本事業における中小企業者等とは、中小企業基本法第2条第1項第1号から第4号に規定する者等をいいます。具体的には、資本金又は従業員数が下表に該当する中小企業、従業員数が下表に該当する中小企業組合・個人事業者をいいます。（下表の資本金、従業員数のいずれかを満たす事業者）

業 種	資本金	常時使用する従業員数（注4）
① 製造業、建設業、運輸業その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下

（注2）小規模事業者の定義

業 種	常時使用する従業員数（注4）
① 製造業、宿泊業、娯楽業、その他の業種（②を除く）	20人以下
② 卸売業・小売業・サービス業	5人以下

（注3）「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。「パートナーシ

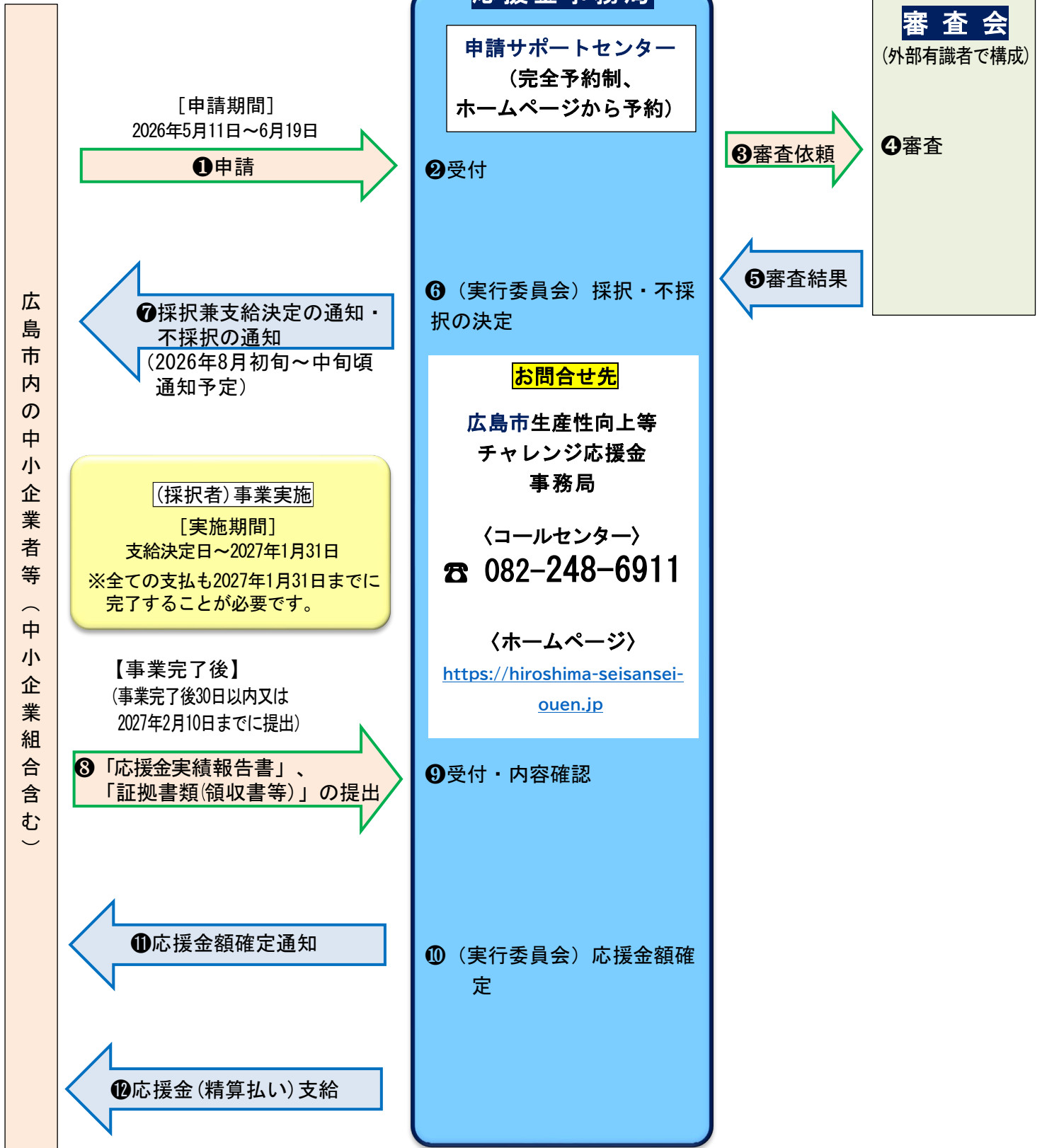
ップ構築宣言」ポータルサイト（※）において、申請締切日の前日時点（6月18日）で宣言を行っていることが確認できる事業者を加点対象とします。

（※） <https://www.biz-partnership.jp/index.html>

（注4）本事業での常時使用する従業員は、労働基準法第20条に基づく「解雇の予告を必要とする者」とします。申請時において、従業員の雇用形態等（正社員、パート・アルバイト、契約社員など）を踏まえて判断ください。また、次の①～⑥のいずれかに該当する方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- ① 会社役員（従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）
- ② 個人事業主本人および同居の親族従業員
- ③ 日々雇い入れられる者
- ④ 2か月以内の期間を定めて雇用される者
- ⑤ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者
- ⑥ 試用期間中の者

2026 広島市生産性向上等チャレンジ応援事業のスキーム



1. 本事業について

1. 事業の目的

本事業は、物価高騰や人手不足など厳しい経営環境が続く中、中小企業者等が賃金を引き上げ、人材の確保・定着を図っていくことは難しい状況にあることを踏まえ、この現下の厳しい状況を乗り越えるべく賃上げ環境の整備に向けた、生産性や付加価値の向上などの取組に係る事業計画の策定支援と合わせ、応援金を支給することにより、中小企業者等の事業維持・継続を図り、地域経済の活性化につなげることを目的とします。

2. 支給対象者

本応援金の支給対象者は、(1) から (5) までに掲げる要件をいずれも満たす広島市内に事業所を有する中小企業者等であることとします。

(1) 中小企業者等であること

本事業における中小企業者等とは、中小企業基本法第2条第1項第1号から第4号に規定する者等をいいます。具体的には、資本金又は従業員数が下表に該当する中小企業、従業員数が下表に該当する中小企業組合・個人事業者をいいます。(下表の資本金、従業員数のいずれかを満たす事業者)

業 種	資本金	常時使用する 従業員数
① 製造業、建設業、運輸業その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下

また、支給対象者の範囲は以下のとおりです。

対象となりうる者	対象にならない者
<ul style="list-style-type: none">・会社 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社)・士業法人(弁護士・税理士等)・協同組合等の中小企業組合 (商店街振興組合を除く)・個人事業主・一定の要件を満たした特定非営利法人(NPO法人) (※1) <p>(注) 従業員を雇用していない法人 または個人事業主も対象</p>	<ul style="list-style-type: none">・医師、歯科医師、助産師・系統出荷による収入のみである個人 農業者(個人の林業・水産業者につ いても同様) (※2)・一般社団法人、公益社団法人・一般財団法人、公益財団法人・医療法人・宗教法人・学校法人・農事組合法人・社会福祉法人・商店街振興組合・2026年4月1日時点で1期以上 の事業実績がない者・任意団体等

※1 特定非営利活動法人は、以下（ア）及び（イ）の要件を満たす場合に限り、支給対象者となり得ます。

（ア） 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること。なお、収益事業を行っていても、免税されていて確定申告書の提出ができない場合は支給対象外です。

（イ） 認定特定非営利活動法人でないこと。

※2 個人農業者（林業・水産業者も同様）であっても、農作物の加工や農作物を用いた料理の提供等を行う事業については、その加工や料理の提供等に必要な経費は、支給対象となります。（農作物の生産自体に必要な経費は、支給対象外です）。

（2） 広島市内で事業を営んでいること。

（3） 反社会的勢力排除に関する誓約事項のいずれにも該当しない者であること。（P.17、18参照）

（4） 次の①～⑤のいずれかに該当しない者であること。（該当する者は、大企業とみなして対象者から除きます（みなし大企業））。

① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者

⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※ 資本金及び従業員数がともに中小企業基本法第2条第1項第1号から第4号に規定する数字を超える場合、大企業に該当します。また、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなします。

（5） 2026年4月1日時点で1期以上の事業実績のある者であること

3. 支給対象事業

支給対象となる事業は、次の（１）及び（２）に掲げる要件をいずれも満たす事業であることとします。

（１）以下に該当する事業を行うものであること。

- 申請を行う事業者自らが策定した「事業計画」に基づいて実施する賃上げ環境の整備に向けた、生産性や付加価値の向上などの取組であること。従業員を雇用していない法人または個人事業主にあっては、所得の増加に向けた生産性や付加価値の向上などの取組であること。
- 事業計画に掲げた事業の実施完了後、概ね１年以内に利益の増加につながるが見込まれる事業であること。
- なお、賃上げ環境の整備に向けた取組として販路開拓を行う場合、開拓する販路として対象とすることができる市場の範囲は、日本国内に限らず海外市場も含むことができるものとします。

<対象となり得る取組事例>

* 事業計画書（様式２）の「４.本計画で取り組む事業内容」に記載いただく取組イメージです。

生産性向上に資する取組

- ・ 製造コスト削減や技術・サービス改善に資する機械設備の導入
- ・ 在庫管理・販売管理など業務効率化に資するシステムの導入
- ・ 顧客に最適な商品・サービス提案に資する顧客管理システムの導入
- ・ 生産・供給プロセスの高度化に資するＡＩ・センサー等を活用した生産管理・工程管理システムの導入

付加価値向上に資する取組

- ・ ブランディング強化に資する包装パッケージやデザインの改良
- ・ 食、観光、文化、伝統など地域特有の素材を取り入れた高付加価値商品・サービスの開発
- ・ 客単価の増加に向けた顧客体験価値の向上に資する取組

販路開拓に資する取組

- ・ 新商品製造・新サービス提供のための設備導入
- ・ 商品や技術、サービスをPRするための自社ホームページやＥＣサイトの構築
- ・ 国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加
- ・ 店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む。）

(2) 以下に該当する事業を行うものではないこと。

- 公的医療保険の診療報酬、介護保険の介護報酬により対価が支払われるサービスと同一又は類似内容の事業

例) デイサービス・介護タクシー等の居宅介護サービス事業者で介護報酬が適用されるサービス、薬局・整骨院等の保険診療報酬が適用されるサービス、就労継続支援A型事業所・B型事業所など障害福祉サービス等

- 事業計画に掲げた事業の実施完了後、概ね1年以内に利益の増加につながるが見込まれない事業

例) 機械設備を導入して試作を行うのみであり、本事業の取組が直接、生産性や付加価値の向上等につながらない、想定されていない事業

- 事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でない認められるもの

例) マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター店等、性風俗関連特殊営業等

※該当する事業を当応募金事業で行った場合、関係法令に違反していることが明らかなる場合は当該法令による罰則のほか、支給決定の取消や支給済み応募金の全額返還（加算金付き）等の処分を受ける可能性があります。

4. 支給対象経費

(1) 支給対象となる経費は、次の①～③の条件をすべて満たすものとなります。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 支給決定日以降に発生（発注）し、支給対象期間中に支払が完了した経費（展示会等の出展について、出展申込みは支給決定前でも構いません。）
- ③ 証拠資料等（※1）によって支払の事実が確認できる経費（※1）証拠資料等とは領収書、支払った証拠、購入物の写真や使用簿等

(2) 支給対象となる経費の適用期間

■ **事業実施期間：支給決定日[※]～2027年1月31日（日）まで**

（※支給決定日は8月初旬から中旬頃を予定しています。）

(3) 支給対象経費全般にわたる留意事項

支給対象となる経費は、事業実施期間内に支払った費用に限られます。発注を予定する場合は、納期等をよくご確認のうえ、事業を計画してください。

また、事業実施期間中に発注や引き渡し、支払等があっても、**事業計画に掲げた実際の取組の実施が事業実施期間外であれば、当該経費は支給対象になりません。**事業実施期間中に実際に使用し、事業計画に掲げた取組を実施したという実績報告が必要とな

ります。

例：①機械設備等を購入したものの、事業完了までに当該機械設備等を使用して事業計画に掲げた生産性向上等の取組を実施していない場合（当該機械設備等を使用して生産性向上等の取組を実施した旨の記載が実績報告書に無い場合も含まれます。以下同様。）には、当該機械設備等の購入費は支給対象になりません。

②ホームページの作成をしたものの、事業完了までにホームページを公開して販路開拓等の取組を実施していない場合や、新聞・雑誌等への広告掲載契約を締結し、広告掲載料を支払ったものの、事業完了までに広告掲載した新聞・雑誌等の発行による広報がされない場合も、当該経費は対象対象になりません。

（４）経費の支払方法について

対象経費の支払方法は銀行振込を原則としてください（現金による支払いは10万円（税抜き）以下のものに限り認められますが、理由書が必須となります）。また、小切手・手形による支払いや相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済は認められません。

クレジットカードによる支払いは事業実施期間中に金融機関の口座から引き落としが確認できる場合のみ認められます。使用できるクレジットカード名義は会社（又は代表者）のものに限られます。（購入品の引き取りが対象期間中でも、金融機関の口座から引き落としが対象期間外であれば、対象外経費となります。また、分割払い・リボルビング払いにより、事業実施期間中に支払が完了しない物品購入も対象外です。）

決済は法定通貨でお願いします。仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）特典ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）を利用した場合は対象外となります。

なお、従業員や法人代表者、個人のクレジットカードで支払いを行う場合は「立替払い」となりますので、①上記のクレジットカード払い時のルール（対象期間中に金融機関の口座からの引き落としが確認できることが必要）、及び、②事業者と立替払い者間の精算（立替払い者への立て替え分の口座への振込支払い）が対象期間中に行われること、の双方を満たさなければなりません。

（５）電子商取引等について

インターネット広告の配信等において電子商取引を行う場合でも、上記（１）③のとおり「証拠資料等によって支払の事実が確認できる経費」のみが対象となります。

取引相手先によく確認し、適切な経理処理の証拠となる書類（取引画面を印刷したもの等）を整理・保存・提出ができることを把握してから取引をしてください。実際に経費支出を行っていたとしても、証拠書類が取得できない等の場合には、対象にできません。

また、いわゆる電子マネーでの支払いをしようとする場合でも、事業者からの支出であることに加え、上記と同様、一連の経理処理の証拠となる書類を整理・保存・提出ができ

るものであることが必要です。

(6) 対象とならない経費について

基本的に賃上げ環境の整備に向けた取組に係る経費全般が対象となりますが、次に掲げる経費については対象外になります。

- ① 公租公課（消費税及び地方消費税、印紙税、登録免許税等）
- ② 基礎的な運営経費（事務所経費等）

例) 既存の事務所賃料、商品・サービスの宣伝広告を目的としない看板・会社案内パンフレットの作成・求人広告・名刺、フランチャイズ本部が作製する広告物の購入、既存事業における商品在庫の廃棄・処分費用、消耗品の処分費用、自己所有物の修繕費、販売のみを目的とし、販路開拓に繋がらない展示販売会等の会場借料

- ③ 商品の仕入れ等に係る経費

例) 販売・リース・有償レンタル目的で仕入れた機械装置等、試供品（販売用商品と同じものを試供品として用いる場合）、実際に販売する商品を生産するための原材料の購入（開発・試作は除く）、デザインの改良等をしない既存の包装パッケージの印刷・購入

- ④ 汎用性が高いとみなされる経費

例) ガソリン代、パソコン・プリンター・複合機・タブレット端末・WEBカメラ・ウェアラブル端末・PC周辺機器（ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー・モニター・スキャナー・ルーター、ヘッドセット・イヤホン等）・電話機・家庭用電気機械器具・家庭及び一般事務用ソフトウェア等、単なる取替え更新であって生産性向上や新たな販路開拓につながらない機械装置等、古い機械装置等の撤去・廃棄費用、販促品（商品・サービスの宣伝広告の掲載がない場合）、単なる営業活用や視察・セミナー等本事業に直結しない旅費

- ⑤ 国・県・市（国・県・市から受けた補助金等により実施する場合を含む）等の他の制度が助成する経費

※他補助金等で助成を受けることが確定している経費は除いて応援金の申請額を積算し、申請してください。

本応援金の支給決定後に、他の補助金等の交付を受けることが明らかになった場合には、必ず事前に事務局へ連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。

応援金の支給後に重複が判明した場合は、関係法令に違反していることが明らかな場合は当該法令による罰則のほか、支給決定の取消や支給済み応援金の全額返還（加算金付き）等の処分を受ける可能性があります。

- 例) ・他補助金等で出展料の一部助成を受ける場合の当該出展料の重複部分
- ・他補助金等で新商品製造のための設備導入費の一部助成を受ける場合の当該導入費の重複部分

⑥ 自動車等車両

例) 自動車、フォークリフト、キッチンカー、除雪車、キッチントレーラー等

⑦ 社会通念上、事業用途の経費として過剰と認められる経費

例) グリーン車・ビジネスクラス等の付加料金分、朝食付き・温泉入浴付き宿泊プランにおける朝食料金・入浴料相当分、市場調査の実施にともなう記念品代・謝礼等

⑧ 中古品

⑨ 上記のほかに、対象経費として認められない経費

- ・ 事業実施内容の確認のために必要な証憑（成果物の写真、実績報告書、その他広島市生産性向上等チャレンジ応援金実行委員会が事業実態の確認のために提出を求めるもの）を用意できないもの
- ・ 支給決定前に発注・契約、購入、支払い（前払い含む）等を実施したもの
 - ※ 展示会等への出展の申込みについてのみ、支給決定前の申込みでも対象経費となります（ただし、請求書の発行が支給決定日以後でなければ対象外経費です）
- ・ 自社内部やフランチャイズチェーン本部との取引によるもの（フランチャイズチェーン指定の機器等を本部以外から購入する場合等も含みます）
- ・ 社内の役員・従業員や代表者・役員の親族（3親等以内）へ発注しているもの、あるいは代表者・役員の親族（3親等以内）が代表または役員に就いている事業者へ発注しているもの。財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社へ発注しているもの。
- ・ 映像制作やウェブサイト、チラシ等に使用する画像等における被写体や商品（紹介物等を含む）の購入に係る関連経費
- ・ （開業していない）個人からの購入やオークションによる購入（インターネットオークションを含みます）
- ・ 駐車場代、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・ 消耗品（名刺、文房具、インクカートリッジ、用紙、はさみ、テープ類、クリアファイル、無地封筒、OPP・CPP袋、CD・DVD、USBメモリ・SDカード、電池、段ボール、梱包材、タオル、シーツ、化粧品の購入など）
- ・ 展示・インテリアを目的とした美術品や骨董品等の購入
- ・ 雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・ 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- ・ 不動産購入・取得費、修理費、車検費用
- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用

- ・金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
 - ・各種保証・保険料（ただし、旅費に係る航空保険料、展示会等出展で主催者から義務付けられた保険料に係るものは対象経費とする。）
 - ・借入金などの支払利息および遅延損害金
 - ・免許・特許等の取得・登録費
 - ・講習会・勉強会・セミナー研修等参加費や受講費等、図書等の資料購入費
 - ・商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券・地域振興券等を含む）での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形・相殺による決済・支払い
 - ・役員報酬、直接人件費
 - ・各種キャンセルに係る取引手数料等
 - ・応援金申請書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
 - ・購入額の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金により申請者へ払い戻す（ポイント・クーポン等の発行を含む）ことで、購入額を減額・無償とすることにより、購入額を証明する証憑に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しないもの
 ※申請事業者の自己負担額を減額又は無償とするような販売方法（形式・時期の如何を問わず、申請事業者に実質的に還元を行うもの。キャッシュバックを含む）あるいは、一部の利害関係者に不当な利益が配賦されるような行為については、本事業全体を通じて応援金交付の目的に反する行為とみなします。
 - ・クラウドファンディングで発生しうる手数料（返礼品、特典等を含む）
 - ・1取引10万円（税抜き）を超える現金支払
 - ・事業実施期間内に支出が完了していないもの（分割払い、クレジットカード決済、リボリング支払等の場合、金融機関等から引き落としが事業実施期間内に完了していることが必要。）
 - ・売上高や販売数量、契約数等に応じて課金される経費や成功報酬型の費用
 - ・謝金
 - ・雑役務費（アルバイト代などの人件費、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費等）
 - ・コンサルティング、アドバイス費用
 - ・値引き費用
 - ・上記の他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ⑩ その他、広島市生産性向上等チャレンジ応援金実行委員会が本事業の趣旨・目的から不適当であると判断するもの

5. 支給率等

2026広島市生産性向上等チャレンジ応援事業に係る支給率等は以下のとおりです。

支給率	支給対象経費の4分の3
支給上限額	200万円（申請時の支給対象経費の4分の3を上限とします）

(注) 本事業は国の重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業であるため、「総務省所管補助金等交付規則」の別表で定める財産の処分期限期間中において、応援金の支給対象事業により取得し、または効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上（消費税抜き）の機械及び器具その他の財産）を処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保、廃棄）する場合は、応援金の全部または一部相当額の返還等が必要となる場合があります。

6. 申請手続

(1) 受付期間

申請受付開始：2026年5月11日（月）

受付締切：2026年6月19日（金）

[郵送：締切日当日消印有効、WEB：受付締切日の23時59分まで]

(2) 応援金の申請手続きの流れ

① 以下のURLから申請様式等をダウンロードしてください。

<https://hiroshima-seisansei-ouen.jp>

② 「申請書」「事業計画書」「経費内訳書」（様式1・2・3）を作成してください。

③ 受付締切までに、P13（4）の提出書類を揃えて「広島市生産性向上等チャレンジ応援金事務局」まで、郵送またはWEB申請により提出してください。（持参での申請は受け付けません。WEB申請する場合は郵送での提出は必要ありません。）

(3) 申請書の提出先

〒730-0031

広島市中区紙屋町2丁目2番2号 紙屋町ビル6階

広島市生産性向上等チャレンジ応援金事務局

(4) 提出書類

■ 郵送の場合

① 広島市生産性向上等チャレンジ応援事業に係る申請書（様式1）

② 事業計画書（様式2）

③ 経費内訳書（様式3）

④ 法人：貸借対照表、損益計算書（直近1期分）、

直近の確定申告書*（表紙及び別表四（所得の簡易計算））

個人：直近の確定申告書*（【第一表、第二表、及び収支内訳書（1・2面）】）

または【第一表、第二表、及び所得税青色申告決算書（1～4面）】）

(*) 確定申告書の写しについては、「メール詳細（受信通知）」を印刷したものを提出してください。受信通知を提出できない場合は、納税証明書または申告書等提出確認書を提出してください。

⑤ 貸オフィスやサテライトオフィスの場合、賃貸契約書の写し

■ WEB申請の場合

応援金事務局ホームページ上のWEB申請フォームに沿って、手続きを行ってください。

- 必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類等の返却はいたしません。
- マイナンバー（12桁の個人番号）の提供は不要のため、提出書類に記載されている場合は、番号が見えないよう黒塗りしてください。

(5) 申請件数

同一事業者からの申請は1件のみとします。

代表者が同じ複数の法人で同一事業に申請することや、同一の個人が個人事業者として、かつ代表を務める法人等で同一事業に申請することはできません。

複数の屋号を使用している個人事業者も申請は1件のみです。

7. 採択審査

(1) 採択審査方法

応援金の採択審査は、申請書類について、「表1：審査の観点」(P.15参照)に基づき、外部有識者等により構成される審査会において行います。

採択審査は非公開で書面審査（電子データ含む）により行います（提案内容に関するヒアリングは実施しません。）ので、不備のないよう十分ご注意ください。

(2) 審査の加点措置

小規模事業者及びパートナーシップ構築宣言を行っていることが確認できる事業者は審査で加点を行います。（P.2参照）

(3) 結果の通知

全申請者に対して、採択または不採択の結果を通知します。

採択案件については、事業者名、事業名等を公表することがあります。

(4) 応援金の支給

採択兼支給決定の通知を受けた事業者は、事業計画に掲げた事業を実施した後、応援金事務局へ実績報告書を提出してください。

その後、応援金事務局にて実績報告書の内容を確認し、応援金の支給額を確定した後、金融機関の口座に入金します。

※ 応援金は精算払いとなります。個人事業主及び12月決算の法人の方は、ご注意ください。

表1：審査の観点

I.適否判定審査
<p>次の要件を全て満たすものであること。要件を満たさない場合には、当該申請は不採択とし、その後の審査を行いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中小企業基本法第2条の規定に基づき、資本金又は従業員数が一定規模以下の中小企業、従業員数が一定規模以下の中小企業組合・個人事業者であること。 ② 事業所が広島市内にあり、広島市内で実施する事業であること ③ 特定の政党や宗教を利する事業でないこと ④ 事業の内容が、資金決済に関する法律、食品衛生法、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律及びその他の関係法令に抵触しないこと ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」に該当する事業でないこと ⑥ 事業者により暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員、広島県暴力団排除条例の規定による公表が行われている者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が含まれていないこと
II.事業評価審査
<p>事業計画書について、以下の項目に基づき審査を行い、全ての項目において一定の基準を満たしたもののうち、総合的な評価が高いものから順に採択します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 分析力 自社の強みや経営課題など適切に把握しているか ② 効果・必要性 事業実施により生産性や付加価値の向上などの効果が見込まれ、現状の課題解決に必要なものとなっているか ③ 独創性・将来性 事業計画に創意工夫があるか、事業実施後を見据えた将来的な展望も含めたものとなっているか ④ 実現性・妥当性 事業者にとって事業計画（収益計画・賃上げ等の取組計画を含む）、実施内容のスケジュールが実現可能かつ妥当なものとなっているか ⑤ 経費の透明性・収益性 経費の内容が明確であるか、成果に対して費用対効果が高い計画となっているか
III.加点措置（P2参照）
<ul style="list-style-type: none"> 1 小規模事業者 2 パートナーシップ構築宣言の登録を行っている者 https://www.biz-partnership.jp/

8. 事業実施期間

支給決定日から2027年1月31日（日）まで

9. 事業者の義務

本事業の支給決定となった事業者は、以下の条件を遵守してください。

① 事業計画の内容や経費の配分変更等

支給決定後、事業計画の変更は原則認められません。やむを得ない事情がある場合は、必ず事前に事務局へ連絡をお願いします。（やむを得ず事業の内容または事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、変更申請が必要な場合があります。また、変更申請の内容によっては、変更が認められない場合もあります。）

また、事業を中止（一時中断）、廃止（実施取りやめ）する場合は、事前に承認を得なければなりません。

② 応援金実績報告書の提出

事業を完了したときは、応援金実績報告書を、事業完了後30日以内又は2027年2月10日（水）のいずれか早い日までに提出しなければなりません（郵送の場合、消印有効）。

③ 関係書類の保存

本事業に係る帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業完了後、当該年度の終了後5年間保存しなければなりません。

④ 対象事業の経理

応援金は経理上、支給額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。

10. アンケートへの協力

令和9年度に、本事業の効果検証のため、広島市においてアンケート調査を行いますのでご協力をお願いします。

11. その他

- ① 事業を実施することにより産業財産権が発生した場合、その権利は事業者に帰属します。
- ② 原則として、事業完了後の応援金額の確定にあたり、対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は対象外となります。
- ③ 事業完了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により応援金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。
- ④ 事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、応援金返還命令（加算金の徴収を含む）、不正の内容の公表等を行うことがあります。また、法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則のほか、支給決定の取消や支給済み応援金の全額返還（加算金付き）等の処分を受ける可能性があります。
- ⑤ 自社内で調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除しなければなりません。当該調達品の製造原価を構成する要素であっても、対象経費に該当しないものは対象経費として計上できません。
- ⑥ 応援金事務局が要件確認等のために、追加で書類の提出を求めることがあります。その結果、申請要件等を満たしていないことが判明した場合には、支給決定の取消し等を行うことがあります。
- ⑦ 申請時に提出された情報については、審査・管理・確定・精算に使用し、個社情報が特定されないよう統計処理をした上で、公開する場合がございます。
- ⑧ 申請に当たり、「様式1（申請書）」の本文において、以下の「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に誓約いただくことを申請時の必須条件としております。申請前に内容をご確認ください。

【反社会的勢力排除に関する誓約事項】

当社（個人である場合は私）は、応援金の支給の申請をするにあたって、また、事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、も

しくは関与するものをいう。以下同じ。)

- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること